

Vol.102 No9  
2012.2.16

# 農職組ニュース

茨城大学農学部  
労働組合

## \*\*\* 「賃金問題」を学習して \*\*\*

去る1月25日、人文学部の深谷信夫教授をお招きしての学習会を開催しました。この日の話題は、大きく以下の3点です。

- 独立行政法人改革の一環として、従来の国立大学法人のような一法人一大学制ではなく、一法人複数大学形式（いわゆるアンブレラ方式）としていく方針が、財務・文科両大臣間で合意されました。このまま閣議決定へと向かう方向だとのこと。早くて平成26年度からの移行が見込まれています。こうなった場合、組合としては、労使交渉の相手が各大学の学長ではなく、それを取りまとめる法人の理事長になるなど、労使関係が激変することが予測されます。
- ちょうどこの日の朝の新聞に、公務員賃金カットに関する3党合意が為されたと報道されました。今年度は人事院勧告（平均0.23%の賃下げ）を行い、平成24年度、25年度の2年間は、平均で7.8%の賃下げを行うというものです。そのため、国立大学においても、来年度以降は何らかの条件付きで運営費交付金から人件費の7.8%分をカットされる可能性も否定できず、予断を許さない状況です。
- こうした状況下、茨大の労組としては、以下の点を念頭に置いておく必要があります。
  - ①人事院勧告を根拠とする年度途中の賃下げは、法律的に認められません。したがってこれに応じる必要はありません。
  - ②来年度・再来年度の7.8%カットに対しては、就業規則による労働条件の不利益変更の問題の観点から考える必要があります。すなわち、過去の最高裁の判例で、「一方的不利益変更は原則ゆるされないが、例外として合理ならば許される」とされており、この場合の合理とは「高度の必要性にもとづいた合理」とされています。したがって、労組としては、「高度の必要性」が真に存在するの否かについて、情報収集や分析を行っていく必要があります。たとえば、大学の財務状況に関する把握や、我々教職員の賃金水準が他大学、地域内の他企業に比べてどれほどの水準にあるのかの精査などが必要です。

# 雛のつどい のおさそい



まだまだ寒いけど、お元気ですか。

7月に女子会を開いてから、早8ヶ月近くになりました。もっと頻繁にと思っていたのですが、なかなか開けませんでした。3月でお別れする方もいらっしゃるので、お知らせが大変遅くなりなりましたが、おしゃべり会をと企画いたしました。今回はお昼を外食にしましたので、大学の近くですがお出かけください。“お楽しみ”も計画しております。どなたでもどうぞ。

日時： 2月24日（金）

12：10～12：50

場所： 一幸（スーパーカスミの近く）

♪♪ 昼食は自費で1,000円です。（コーヒーはおかわり自由）

♪♪ 組合員以外の方もぜひご参加ください。

予約の都合上、ご出席される方は **2月23日** お昼頃までに組合のメールまたはお電話でご連絡ください。よろしく願いいたします。

2012年2月17日

第102期執行委員会

## お知らせ

3月中旬頃には組合の**送別会**も予定しています。日程が決まりましたらお知らせいたしますので、多くみなさまのご参加をよろしく願いいたします。